

## 岡崎市告示第196号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

令和4年6月24日

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 指定する要措置区域

岡崎市美合町字並松1番2の一部

### 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

### 3 要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定(地下水から検出された試料採取等対象物質が規則別表第1の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合しない場合を除く。)